令和５年８月９日

各都道府県産婦人科医会会長　殿

公益社団法人日本産婦人科医会
会　長　　石渡　勇

「旧優生保護法一時金に係る周知広報への協力（再依頼）」について

平素から本会の運営にご協力いただき厚く御礼申し上げます。さて今般、標記内容について、こども家庭庁と厚生労働省の関係部署より「旧優生保護法一時金に係る周知広報への協力について（再依頼）」の連絡がありました。

以前より周知にご協力いただいておりました、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関して、この度、事務が厚生労働省からこども家庭庁へ移管されました。これに伴い、資料の表記や、都道府県の受付・相談窓口の連絡先が更新されて公表され、周知広報につき再依頼されています。関係者にご案内いただくなど、下記概要をはじめとする情報をご活用頂きますよう、よろしくお願いいたします。

＜ポスター・リーフレットについて＞

・旧優生保護法一時金支給法の趣旨の概要、一時金支給の対象者、金額（一律 320 万円）や、請求手続き方法について掲載されています。

・リーフレットには、より詳細な情報と、各都道府県の受付・相談窓口一覧も掲載されています。一般向けとは別に、読解が困難な者向けに簡単な言語を用いて理解しやすく配慮されたリーフレットも作成されています。

＜旧優生保護法一時金の対象者について＞

・以下の①または②に該当する方で、現在、生存されている方が対象となります。

① 昭和 23 年９月 11 日から平成８年９月 25 日までの間に、旧優生保護法に基づき優生手術（生殖を不能にする手術）を受けた方（母体保護のみを理由として手術を受けた方は除きます）。

② ①のほか、同じ期間に生殖を不能にする手術または放射線の照射を受けた方（母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものでないことが明らかな手術などを受けた方を除きます）。

＜旧優生保護法一時金の請求方法について＞

・住所地都道府県の窓口に、指定された様式の請求書を、必要書類を添えて提出（郵送も可）します。

＜請求期限について＞

・令和６年４月 23 日が請求期限です。

【通知等一覧】

（資料１）「旧優生保護法一時金に係る周知広報への協力について（再依頼）」（事務連絡）（令和５年７月２７日　子ども家庭庁成育局母子保健課　他）

（資料２）「旧優生保護法による優生手術などを受けた方へ」（ポスター）　子ども家庭庁

（資料３）「旧優生保護法による優生手術などを受けた方へ」（リーフレット・一般向け）　子ども家庭庁

（資料４）「旧優生保護法による優生手術などを受けた方へ」（リーフレット・知的障害者）　子ども家庭庁